

入札監理小委員会  
第474回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第474回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年9月20日(水)17:12～18:51

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- 地震・火山観測網の整備及び維持管理業務(国立研究開発法人防災科学技術研究所)
- 図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

2. 契約変更の審議

- 国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更について(日本年金機構)

3. その他

<出席者>

(委員)

尾花主査、浅羽副主査、川澤専門委員、辻専門委員

(防災科学技術研究所)

地震津波火山ネットワークセンター 青井センター長

総務部契約課 丹野課長

総務部契約課 倉谷課長補佐

総務部契約課 今関係長

文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室 田中室長補佐

(日本原子力研究開発機構)

研究連携成果展開部科学技術情報課 米澤課長

契約部契約第2課 菊池課長

(日本年金機構)

国民年金部 土子部長

国民年金部 大島部員

国民年金部 南部谷部員

(事務局)

池田参事官、栗原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第474回入札管理小委員会を開催します。

本日は、地震・火山観測網の整備及び維持管理業務、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務の実施要項（案）の審議2件及び国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更についての審議を行います。

まず初めに、地震・火山観測網の整備及び維持管理業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人防災科学技術研究所地震津波火山ネットワークセンター、青井センター長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○青井センター長 本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。防災科研の地震津波火山ネットワークセンター長の青井と申します。今ほどご紹介いただきました業務につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まずは、横長の裏表のポンチ絵に基づいてご説明をしたいと思います。小さくて恐縮ですけど、左下に日本地図がございますが、ここにたくさんの点が打ってございます。全部で2,100余りの点が打ってあるんですけども、この一つ一つが、我々の研究所が全国に設置をしております地震や津波や火山の観測点ということになります。これらの観測を滞りなく行い、それらのデータを収集し、利活用し、公開をするというのが我々のミッションということになります。

この上の背景というところがございますけれども、このような全国に非常に多くの観測網を展開することになった一番大きな契機というのは、1995年の兵庫県南部地震、6,000人余りの方が亡くなられて、日本では、どこで地震が起こるのかやはりわからない、どこでも地震が起こる可能性があるということが改めて認識をされ、それに備えるべきであるということになりまして、日本中にこういう観測を展開したわけです。

また、火山につきましても、ここにありますように科学技術・学術審議会のほうで火山の観測についてこういうふうにやりましょうということで、気象庁と大学と防災科研で火山を、役割分担してオールジャパンで観測を行っていくという体制になってございます。そして、2011年の東北の大震災ですけれども、これが起こりまして、今ご説明したように、陸については非常に手厚い観測がなされていましてけれども、海域については、非常に費用もかかるということで、なかなかそこまでは国としての整備が進んでいなかったんですけども、そういうものやっけていくべきだということで、この日本地図の、東日本の太平洋沿岸にあります、これはS-netと呼んでおりますけれども、こういうものを新たに敷設し、昨年度末、今年の3月に全体が完成をし、いよいよ本格的な運用が開始

されている状況になります。

そのような状況で、このようなデータというのはもちろん防災科研の研究にも使われていますけれども、それだけではなくて、気象庁さん、あるいは大学などにもリアルタイムで送られて、例えば緊急地震速報、あるいはテレビに出るような震度、それとか津波の警報、あるいは火山の噴火レベルの判断などに使われておまして、この背景の一番最後に書いておりますように、安定稼働、あるいは確実な運用が不可欠でありまして、こういうものに何か問題を生じると、日本の防災力の低下に直結する、そのような観測網でございます。

業務の内容につきましては、本日、ここにも仕様書という形で詳しくありますけれども、概要としては観測網の整備、あるいはデータ処理システムの総合的な管理、観測装置の管理、あるいはデータの品質管理等々がございます。

裏面に行っていただきまして、この下のところに4つ点線で囲っておりますけれども、右上の水色の線で囲まれているものが今回の業務になります。その周りを囲むように、ちょっと茶色っぽい点線で囲んでありますシステム運用監視ですとか、アプリケーションの保守、あるいはシステム等の運用保守、これらについては別の契約で、別の業者さんにやっていただいているものですが、非常に関連の深いものということになっております。

それで、確認事項という横長のこういう資料があると思うんですけれども、この中で、上から2つ目と3つ目の箱の業務の範囲というところで、別発注の総括を行わせていることについてということがありますけれども、それが今ほど、この茶色の点線で囲んでいる業務についてのご質問、ご指摘ということになるかと思っておりますけれども、ここにありますとおり、非常に関連が深くて、ここでやっているさまざまな運用とか作業、あるいはトラブルというものが全体のシステムに非常に強く影響を及ぼすようなものなので、それらを全体として、一括の作業統括をする必要があるということで、統括の部分だけでも、このような関連を持たせるということで、実質的には一連の作業をできるだけ多くの業者さんに入っていたりするような形に分割はしておりますけれども、そういうものを結果として滞りなくやらせるための仕組みということでございます。

また、次の箱ですけれども、火山の津波関係の業務を含めることという部分ですけれども、地震と津波と火山というと、非常に近いものだけど、一般的には別の現象というのが普通の感じ方だと思いますけれども、実際にはこれらのデータというのは同一のテレメ

一ター回線というんですけれども、ネットワークシステムを通じて、共有されたシステムのところにデータがやってきて、その中で統合的にデータの処理が行われるという種類のものですので、仕様書上の作業としては、便宜的に作業項目を分けている部分もございませけれども、実際の作業というか処理フローとしては、これらが一体になっておりますし、特に障害時、どこに問題があるかの切り分け等々というのは切れ目があるものではないので、そういうものを一連のものとしてやるということが非常に重要だと考えております。

今回の市場化テストの中で、事業者さんにヒアリングをさせていただいています。それで、関連する8者ほどにヒアリングをさせていただいて、そのうち7者からは入札を検討したいという回答をいただき、その中で、こういう全体を一つの入札にするのがいいか、あるいは分けたほうがいいのかということについて、仮に元請となるとすれば、下請の管理の契約が複数になるよりも1本にまとまっていたほうがやりやすいですとか、あるいは、ふぐあい時に各社との確認調整が多くなり、迅速な対応や責任範囲がおくれることが想定されるなど、過半の業者さんからこういうものが、やはり一体でないとなかなか責任を持ちづらいというコメントもいただいているところでございます。

私からの説明はこれだけになります。

○倉谷課長補佐 それでは引き続き、私、防災科研契約課の倉谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。私のほうから地震・火山観測整備及び維持管理業務に関する民間競争入札実施要項(案)についてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、実施要項(案)の2ポツになります、対象公共サービスの詳細な内容及び実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項に関しまして、今ほど青井のほうから説明させていただいたとおり、概要に関しましては、この業務の対象となります観測網の整備に関する経緯をこちらに詳しく記載させていただいております。また、各種観測網がございしますが、こちらの観測網の一覧、概要、対象点数等を記載させていただいております。

本業務の詳細な内容につきましては、こちらの2.2につきまして、大ぐくりで項目で述べさせていただいておりますが、後方に別紙1がございしますが、こちらが仕様書になっておるのですけれども、こちらに具体的な詳細な業務内容を記載させていただいております。なおかつ、先ほど青井のほうからご説明ありましたが、先般の3月15日に分科会でのヒアリングの実施がございまして、その際に貴重なご意見等をいただいたことを踏まえ、なおかつ、業者さんからのヒアリングを踏まえまして、我々の業務に関する、これまで1者

応札ということが続いていたこともありますので、その辺をどう打開するかというところでヒアリング等を踏まえて、今回の仕様を見直すということで、今回、実施要項及び仕様書を見直しております。

主な改善点といいますか、変えた点ですけれども、こちらにあります、今回、要項に業務項目が数多く載っていますが、こちらの要項のページで言いますと、28ページ以降に仕様で文章で書き出してはおりますものの、業務の内容、方法がよりわかりやすくなるよというということで、業務フローを補足資料として追記しております。

続きまして、6ページになりますが、2.3、業務の引き継ぎにつきましては、既存業者から新規参入業者に新たにかわった場合なんだけれども、研究所の我々のほうがこちらのサービスを担保するというのも重要でございますので、こちらは我々が積極的に引き継ぎに協力することとして、次の民間業者さんのほうに引き継ぐという形で、期間としましては1カ月以上の期間を確保したいなというので、引き継ぎ期間を設けたいと思っております。

続きまして、2.5になります。確保されるサービスの質ということで、大きく(2)になりますが、サービスの水準ということで3つ設けさせていただいております。1番目につきましては、観測網の稼働率ということで、観測網全体で95%の稼働率を維持することを目標と設定したいと思っております。2番につきましては、個人情報もろもろの情報を取り扱うこととなりますので、こちらにつきましては、情報の漏えいなきよというので、1つ項目を設けさせていただいております。3つ目につきましては、安全の確保が当然ながら必要になってきますので、安全面に十分注意することとしまして、事故がゼロであるということを設定させていただいております。

続きまして、2.6、契約形態及び支払いにつきましては、契約形態は請負契約としたいと思っております。支払いの方法につきましては、業者さんの負担をなるべく軽減するというので、原則としては一括払いでございますけれども、業者さんの希望等々に沿えればということもありまして、部分払いも認めるということで、毎月払いであるとか、四半期ごとの支払いということで、そちらは協議の上、支払うことができることにしたいと思っております。

8ページです。2.7になりますが、入札参加グループによる業務の実施に関しましては、こちらは一企業としての実施でも可ですし、当然ながら、あとは複数の企業で構成されるグループでの入札も可ということで、入札の参加資格の幅を広げたいと思っております。

続きまして3ポツの、実施期間に関する事項につきましては、実施期間は30年4月から31年3月までの期間としたいと思っております。

次に4番の入札参加資格に関する事項ということで、こちらに関しましては先ほども申し上げましたが、これまでの1者応札ということを経験しているということと、業者さんのヒアリングをしましたので、その結果、今まで我々のところで本業務に関しまして、参入のところにどれだけ支障といいますか、どの辺があったのかということ踏まえまして、(7)に、今回、別紙1で事前審査項目表というものがあるんですけども、こちらで事前審査にかかわる項目を挙げておるんですけども、この内容をこれまでより緩和するとともに、必要最低限の要件ということとするとともに、仕様書のほうで各業務ごとに細かい要件を規定させていただいたんですけども、これは全て削除するというところで、ある意味ハードルを下げるような形で対応させていただきました。

次の5番の、入札の募集に関する事項ですけども、こちらはスケジュールで、なるべく前倒しでということ考えておまして、入札公告は可能であれば11月下旬に出して、最終的には開札を行いまして、落札者は2月下旬ぐらいには決定して、後に引き継ぎをして契約締結に至るという形をとりたいと思っております。

続きまして、11ページになります。6番のサービスを実施する者を決定するための評価基準及びその他のサービスを実施する者の決定に関する事項ということで、評価方法に関しましては、先ほどの審査項目で審査を行いつつ、事前審査型の価格評価方式をとりたいと思っております。落札者の決定につきましては、事前の審査において不合格者通知を受けなかった者のみが参加できるという条件で入札を行いたいと思っております。

続きまして、7番の対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、こちらは要項の後ろ、20ページ以降に開示情報ということで、これまでの実績でありますとか経費に関する実績を添付するとともに、ホームページにおいて、これまでの報告書等々をわかりやすく公開するというところで、参入業者さんのほうで、より十分な情報が行き渡るような形の対応をとらせていただいております。

続きまして、あと8番の、民間事業者さんに使用させることができる研究所の財産に関する事項ということで、こちらに記載されているとおり、居室でありますとか光熱水、その他必要になるであろう物品等につきましては、こちらに記載のとおり貸与するという記載になっております。

最後になりますが、11番の本業務に係る評価に関する事項ということで、調査の方法



につきましては、事業者さんが実施した業務内容について評価が的確にされるよう実施状況の調査を行います。ただし、調査項目と実施方法につきましては、先ほど述べました、業務の質として設定した項目の達成状況と作業報告により調査を実施することで評価を行いたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からのご説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました、本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 よろしいですか。ご説明ありがとうございます。資料A-2の6ページ目でございます。2.3（1）の一番最後の部分、「引き継ぎに必要となる経費は、新たに受注した民間事業者の負担」とございますけれども、おおよそで構いません。大体どのぐらいの経費が予測される場所なんでしょうか。

○青井センター長 費用というか、ここで何かシステムをつくってくださいとか、そういう種類のことでなくて、お互いが、現在の受注者と新しい受注者がそれぞれ防災科研で業務の引き継ぎをしていただくということになりますので、そこに係る人件費が主なものになると思います。

○辻専門委員 今受託なさっている業者さんと打ち合わせをする場合には、その業者さんの人件費を持つというイメージで合っていますか。

○青井センター長 現行の業者さんの分につきましては、こちら側でというか、現行の作業ですので、新たな受注者がこちらに来ていただいて、引き継ぎを受けるための人件費ということになります。

○辻専門委員 でしたらその旨、できれば整理なさっていただけるとより明確になるかもしれません。

○青井センター長 わかりました。

○辻専門委員 それから、すいません、もう一点なんですけれども、同じく98分の7でございます、今度は。こちらの（2）の③でございます。「本作業は、地震等の自然災害が発生した現場に近接した地域」とございまして、おそらく観測する場所によっては危険な場所があるのかなと推測するんですが、通常、民間委託する場合、請負で発注する場合には、委託者、注文者の責任は問われないのが原則なんですけれども、場合によっては、例えば注文者しか知らない危険があつて、それを伝えなかったことによって、受注者に損害

が発生した場合には、注文者の責任になる場合があると思います。多分、民法の716条だと思っただけですけども。ですので、日本中にある各施設、もしも現業者さんにおいて、この部分にはこういう、通常は予測がつかないような危険があるという知見があるのであれば、何かまとめておいて、こういう危険があるので注意したほうがいいですよというアラートを出したほうがいいかもしれません。これはご提案でございます。

○青井センター長 ご指摘はごもっともだと思いますので、ここに書かれていることというのは、例えば地震発生時とか、地震観測点ですので、地震が起こったときに、例えば壊れたときに行っていただくとかということで、通常とは違う状況もあるということで、そういうものについては何らかのアラートを事前に出すという方向で検討させていただきたいと思います。ただ、ここに書かれていることはそれだけではなくて、ふだんからも、例えば車での移動とか現地で工具を使つての作業とかがありますので、一般的な意味での事故も起こさないということも含んでいるということでございます。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。2点質問させていただければと思います。

実施要項の18ページになります。総括責任者の要件①、②ございまして、先ほどの事務局との調整の中でも、総括責任者の要件を緩和いただいているということを理解いたしました。この②の部分で、「公共機関によって設置された」という、公共機関をあえて追記されている理由というのはございますでしょうか。

○青井センター長 ここはもともと観測網の規模として、100点以上の観測網ということで書かせていただいていたんですが、数で規定をすると、壁としてちょっと高いのではないかとご指摘をいただきまして、ここで公的機関によって設置された定常地震観測網というとか仰々しい言い方になりますけれども、例えば研究機関とか、大学、あるいは気象庁さん、国交省さんの観測網とか、あとは、各県がそれぞれ設置している震度計、県の数だけございますけれども、そのような形で数は非常に多いので、そういう業務を経験したことのある業者さんというのはそれなりにいると考えていまして、ただ観測網というふうに言ってしまうと、例えば、一大学の研究室で二、三点やっているものとか、そういうものも全部含まれてしまったり、あとは、民間企業で非常に小規模にやっているようなものも含まれるので、何らかの形で、やっぱりそれなりの規模の経験を積んでいるとい

うことの最低限の一つの具体的な表現として、「公的な機関によって設置された」というふうに書かせていただいていますけれども、この文言の仰々しさほどは敷居は高くないのではないかなという我々なりの考えで、こういう表現をさせていただいています。

○川澤専門委員 ありがとうございます。あと、2点目なんですけれども、98分の83から各業務の実績について、個別に細かく記載いただいております、非常に整理していただいたと思っているんですが、先ほどの冒頭のご説明でも、ポンチ絵の2枚目の部分で、関連する契約についての総括業務が含まれているということで、その部分については、やはり従前の事業者の方は非常になれている部分でもあるのかなと思ひまして、仕様書の9ページの部分でも、こちらのほかの受注者との調整連絡は必要に応じ実施するというふうになっているかと思ひますので、ちょっと書き方が難しいかもしれないんですが、個別の作業実績について、こちらの、ほかの契約にかかわる具体的な支援実績というんですか、例えば定例会を開催するというのが過年度の実績であるならば、それは何回開催されたですとか、そういったところを少しブレイクダウンしていただくことは可能でしょうか。

○青井センター長 わかりました。実際にご指摘のように、関連するものがみんな、防災科研の中の者も含めて会合を開いて情報共有をするということもやっていますので、その辺について具体的に表記をするようにいたします。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○浅羽副主査 よろしいですか。ご説明いただきましてありがとうございます。ご説明いただいた中で、8者にヒアリングをしていただいて、うち7者から入札を検討したい旨、回答があったというふうに伺いました。この前提なんですけれども、7者、入札を検討したいと言ってきた方々は、今回1年間ですよ、1年間のものとして入札を検討したいとおっしゃられているのか、それとも、もともとの5年間というものを前提にして入札を検討したいとおっしゃられているのか、どちらなんですか。

○今関係長 契約課の今関と申します。業者へのヒアリングの際には、契約期間としては1年間のものを前提としてのヒアリングを実施いたしました。

○浅羽副主査 そうなりますと、1年間のほうが入りやすいと考えていいのか、それとも、いや、それとはまたちょっと違うだろうなということになるのか、その点はいかがなんでしょう。私ども、複数年契約はどれぐらいがいいか、事業主体さんにとっての使い勝手のよさとか、あるいは受注側にとって何がいいのかということも考えないといけないと思っているんですけれども、今回に関しては、1年間というのが功を奏しているのか、それと

も、それは全く関係なくてということなのか、そこら辺のところのニュアンスはわかりますか。

○今関係長 あまり回答になっているか、ちょっとはっきりとこちらのほうがいいですよというものがあつたわけではないんですけれども、やはり新規参入の際のリスク、特にさまざまな、自身で受注していなかった、開発しなかったものについて受注する際、一定のリスクは生じるので、そこを加味して検討はしたいということは申しております。場合によっては、そのどちらかのほうがよりメリットがあるということはさらにあつたのかもしれないんですけど、そこまで明確にお答えは頂戴していないのかなと思っております。

○浅羽副主査 よろしいですか、追加で。では、今後はどうされるのでしょうか。何かいろいろとまた検討なされるということだったんですけれども、1年間でいくのか、5年というふうに、何か体制そのものがということも伺っているんですが。

○田中室長補佐 すいません、文部科学省でございます。防災科研の担当課でございます防災科学技術推進室というところから参りました。

今回の複数年に関してのところでございますけれども、今回見ていただいているものは1年の予定で入札実施要項を整理しているところでございます。これに関して、どちらかと申しますと、我々というか、防災科研の発注者側の立場の部分があるかと思うんですけれども、現在、今回の業務を行うに当たっての部分なんですけれども、政府全体の地震調査研究推進本部のもとに政策委員会というのがあって、その下に、新総合基本施策をレビューする小委員会というのがございまして、これからの地震に関する調査研究をどのように取り組んでいくかというのを実施しているところなんですけれども、その小委員会の検討は現在続いているところございまして、その先生方のご意見なども踏まえつつ、また地震観測の体制なども整理をしていくということがあろうかと考えてございまして、今回、1年間ということでございますけれども、新総合基本施策の検討について、この後どうするかということも踏まえて、また対応していくことを考えますと、今回は1カ年にしておきまして対応いただく、発注をするほうが適切なのではないかと考えまして、今回は複数年ではなく1カ年ということにしたいと相談をしたところでございます。ですので、発注者側の立場ということでございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 では、資料A-2の18ページの事前審査項目表なんですけど、いわば、この審査で足切りをして、あとは価格競争という作戦で調達をしようということは理解できた

んですが、新しい業者の方が、例えば項番1の「本業務を履行するための体制を有していること」ということで、審査内容としての提出資料は、どの程度の詳細なものであれば丸がつくのかとかバツになるのかということは、どこかでご説明いただけるのでしょうか。

○青井センター長 基本的にはこの事前審査項目表というところで、各責任者が備えるべき経験やスキルレベルが書かれておりますので、こういうものと、あとその下に、どのような規模で体制をつくっていただくのかということをご提出いただくことになると思いますけれども、その辺につきましては、入札の仕様書説明会の場でご説明をした上で、もしご質問等があればお答えするという形でいきたいと今のところは考えてございます。

○尾花主査 その点でいきますと、仕様書の5ページ、6の(1)では、非常に多くの方の記載があるんですけれども、こういう方々の人名まで提出するという趣旨でしょうか。

○青井センター長 先ほども簡単にだけ触れましたけれども、これは、あくまで請負契約ですので、個人の名前がどうか、勤怠管理がどうかということまで我々としては問うものではないんですけれども、むしろ逆に、今回の業務の規模感みたいなものを何らかの形で知っていただかないと、逆にその見積もりとか積算ができないというご指摘も一方でございましたので、これまでこういうことでやっていますということも含めて、こういうところに記述をさせていただいているので、ここに何々さんという個人名を充てて、全部出してほしいということではなくて、あくまでもここで最低限、この責任者のスキルレベルはクリアしていただいた上で、全体として、これを、例えば10人でやりますと言われても、にわかにはちょっと信じられないので、じゃあ、これはどういうふうにするんですかということを事前に審査させていただくという趣旨で、今と全く同じ体制でなければいけないという趣旨ではないです。

○尾花主査 そういたしますと、資格の審査になりますので、従前の業者さんからすれば、どの程度のものを出せば丸になるということはわかると思うんですが、新しい業者さんからすれば、どの程度詳細に、何を書けばいいのか、どこか項目表の注記で書くか、もしくは説明会でご説明いただくようお願いできればと思います。

○青井センター長 わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。

○尾花主査 それから、今回、非常にご尽力いただいたというふうには理解しているのですが、業務の種類としても多様だし、エリアとしても非常に広範と理解していることから、次にまた1者しか入札しなかった場合、分割という発想は次の手として考えておられるのか。

○青井センター長 一般論としては分割ということも、一つの参入を促す方法論としてはあるということで我々も認識はしております。

一方で、非常にそれぞれの業務が密接に関連をしまして、仕様書の中で別の項目で書かれているものが、実は同じ回線を使って、同じシステムの中に流れてきていて、その中で統合的にデータ処理をされているというところが非常に多いんです。それで、この流れは、実は業務の効率化の観点で、これまで神戸の地震でつくられた陸の観測網と、3・11でつくられた海域の観測網を陸海統合という形で、できるだけ統合をするようにということで、現在、システムの統合の予算要求もさせていただいているところで、どんどん統合度は高まっていくことが想定をされまして、そういう意味では、業務のどこかに切れ目を入れるということが非常に難しいと同時に、その切れ目を入れることによる切り分け、責任分解点というか、原因の究明みたいなものが非常に困難になって、結果として迅速性とか確実性というところにどうしても波及してしまうのではないかとことを我々としても懸念していますし、ある程度我々がこれまで本業務、あるいは類似の案件でおつき合いをいただいていたさまざまな業者さんにヒアリングをさせていただく中でも、やはり受け手としてもそういう懸念を過半の業者さんが示しておられるということで、今後、もし1者応札ということが続くようだと、またそういうところも当然検討はしていかないといけないと我々も思っていますけれども、同時に、そういうところに慎重でもあらねばならない状況かなと考えております。

○尾花主査 質問した趣旨としては、本来、分割になじまないのであればなじまない、やるべきことは全部やりましたという形で次のプロセスに移ることも可能なので伺ったんですが、今のお話だと、種類の、地域的に可能かもしれないと承って大丈夫ですか。

○青井センター長 ちょっと1点だけ、地域について言及をされていたと思うんですけども、実はこれ、現地に行つて行う作業というのはほとんどなくて、ほぼ全てがネットワーク越しの監視になっていまして、どうしても現地に行かなければいけない、例えば修理とか、ある種の確認作業みたいなものはあるんですけども、そういうものというのは、実は業務の中の非常に小さい部分なので、地域としてこれを分割するということはないだろうと考えています。

あとは、可能性があるとしたら、業務の種類でということにはなろうかと思うんですけども、実は、先ほどのポンチ絵の裏側、カラーの横長のポンチ絵、ここの裏側に4つのマトリックスで書かれていた部分というのは、もともと1つの業務でした。これをできる

だけ業務を分割するという観点から、これまでも切り離せるものは切り離すということで、正直、切り離せるものはできるだけ切り離す方向でやってきていまして、今後もそういうめどが立てば、こういうものを分割していくことは、検討はさせていただきたいと考えています。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 先ほど、契約期間の話に関しましては、浅羽委員のほうからご質問がありましたので、事務局からは聞きませんが、公共サービス改革基本方針の別表上は、契約期間は5年になっておりまして、協議の際にも特段、先ほどおっしゃられたような事情について確認ができなかったものですから、そのあたりは丁寧に調整させていただきたいというのと、あと、事業主体さんとよく調整いただきながら、所管省庁さんにおかれては、次期の実施要項を含めて対応いただければなと思っておりますので、その点をご留意いただければと思います。

事務局からは以上です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

（防災科学技術研究所退室、原子力研究開発機構入室）

○尾花主査 お待たせいたしました。

続いて、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、研究連携成果展開部、科学技術情報課、

米澤課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○米澤課長 日本原子力研究開発機構の米澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料B-2、図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務における民間競争入札実施要項（案）に沿って説明をさせていただきます。

まず、75分の3ページの真ん中よりちょっと上のところ、1-1、(1)に本業務の概要という項目がございます。本業務でございますが、研究連携成果展開部、こちらが図書館の担当部署でございますして、図書資料の収集整理、提供から機構の研究成果の保存、発信までの業務を担当してございます。その業務の中の一部について、請負契約という形で実施するという内容でございます。

本業務でございますけれども、図書、学術誌、技術レポート等の受け入れ、目録の作成、装備、管理及び配付等の学術情報管理に関する業務全般並びに機構の研究開発成果情報、これは機構の職員等が行いました学術誌への論文投稿ですとか、学会への口頭発表、それから研究開発報告書類の刊行といった形で成果を発信しておるんですが、ここに記録した成果データの登録、管理に関する業務全般を行うという内容でございます。

機構が所有する図書とか学術誌、レポートといった学術情報は適正かつ効率的に運用されるべきものであるということと、成果データは適正に研究開発成果管理システムに蓄積して、管理、発信するべきものであるということで、本業務を実施するに当たりましては、機構の定めます分類法、目録規則、科学技術情報流通技術基準、図書資料の管理事務規程、研究開発報告書類の管理規程といった規程類を十分理解の上、実施するという内容になってございます。

それから、その下の(2)の本業務の内容でございますが、こちらは別添1の仕様書のほうに詳しい内容は書いてございますが、仕様書の逐一の説明は省略させていただきまして、資料の一番下に参考資料としまして、A4横の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務概要という資料がございます。そちらを使って説明させていただきたいと思います。

学術情報管理業務と成果情報管理業務の2つございまして、まず、学術情報の管理業務から説明をさせていただきます。図書館では、研究開発の支援ということで、学術情報を収集いたします。こちらは本契約の範囲外となっておりますけれども、資料を収集して、納品された資料について本契約で作業を行うことになっております。

資料を収集した後、①に受入・目録作成業務というのがございます。下に業務内容が対



応して説明されておりますけれども、受入・目録作成業務でございますが、納品された資料を図書館システムへ登録をするという作業になります。受け入れをして、目録の規則に従って目録をつくってデータを登録すると。それから、既にデータとして登録されているデータについても情報に直すべき箇所があれば修正をする、あるいは、所蔵している資料の中で、古い資料の場合などがそういうケースになるんですけれども、資料は所蔵しているけれどもデータが登録されていないケースがございます、そういったデータについても登録するということが①の受入・目録作成業務の中に入っております。

続いて、②の装備業務でございますが、こちらは資料を利用に供するための作業になります。ラベルを作成して貼りつける、それから、所蔵の印鑑を押すといった作業になります。

資料75分の38ページをご覧いただきたいんですけども、こちらに図書とかレポートの写真が載っているかと思うんですが、こちらが装備を終わった後の資料の写真でございます、図書の場合、装備で何をやるかといいますと、表紙と背表紙にラベルが張っているかと思うんですが、表紙のほうに貼ってあるのが登録番号のラベルになりまして、背表紙のほうに貼ってあるのが配架の位置を示す分類番号と著者記号というんですけども、それを印刷して貼りつけた状態、これが装備作業になります。

その隣の写真は技術レポートになりますが、レポートのほうは表紙の下のほうに、同じく登録番号のラベルが貼ってございますけれども、レポートの場合は表紙の左上にアルファベットのコードと番号がついてございますが、これはレポート番号といいます、技術レポートを特定するコードになります。レポートの場合は登録ラベルとレポート番号のラベルを打ち出して貼りつけると。

それから、次のページ、上のほうなんですけども、製本雑誌と雑紙につきましても、同様に資料ラベルなどを打ち出して貼りつけると、これが装備の業務になります。ここまですると、次の配架という作業に移れる状態になります。

続いて、③の管理業務になります。これは図書館の所蔵資料を適切に保管・提供するための作業ということで、資料は書架に配架されているんですが、配架状況を確認して整理をする。それから、先ほど装備のところでご説明したんですけども、請求番号という資料の配架位置を定める記号があるんですが、配架の規則に沿って資料を配架する。それから、配架場所の見直しをしたり、所在検査ということで所蔵資料の検査をする。それから、利用者への閲覧、調査対応ということで、例えば利用者の方からこういう資料は所蔵して

いるかどうかといった問い合わせですとか、あるいは、図書館に来られた利用者の方に、この資料を見たいんだけどということで資料を配架している場所を案内したり、利用者への対応といった業務も管理業務の中に含まれております。

それから、④の配付業務でございますが、機構では、図書館に所蔵する資料と研究室、課室のほうで保管して、課室の中で利用する資料がございます。どちらも図書館のほうで購入手続はするんですけれども、課室で保管する資料につきましては、図書館のほうで一度受け入れまして、その後に課室に送付するという作業がございます。それが④の配付業務になります。

以上が学術情報管理業務についての説明でございます。

引き続きまして、成果情報の管理業務について説明させていただきたいと思っております。

成果情報の管理業務なんですけれども、これは機構の職員等が研究開発の成果を論文に投稿したり、学会で発表したり、それから、研究開発報告書という形で刊行したりということで、さまざまな形で研究成果を普及する取り組みを行っております。そこにかかわる業務の一部でございます。

参考資料の右半分になるんですけれども、上のほうに業務の流れを書いてございます。上のフローの右端に灰色を破線で囲んだところがございまして、「伝票作成・承認処理」というところがございます。機構の場合、研究成果を発表する場合に、事前に申請をして発表するという規定になっておりまして、論文を投稿したり、口頭発表をしたりという場合、事前に所属長の承認を得た上で申請の手続をします。そこが破線の承認処理というところでございます。これは本契約の範囲外でございますが、ここで申請の手続をしたデータが伝票として研究開発成果管理システムのほうに入力されます。それを研究連携成果展開部、図書館で受け付けてから、そこからが本業務の対象の作業になります。

申請された伝票が届きましたら、②なんです、受付の処理が行われます。その前に、①として、典拠情報維持更新業務というのがございます。これは成果情報を管理する上で、研究者名ですとか研究者の所属機関、あるいは、所属する部署の情報ですとか研究者が発表する学会の名称、論文を投稿する場合は掲載する資料名、そういった情報を入力することになっております。そういった研究者名とか所属機関、学会名とか掲載資料名を入力する場合に、例えば同じ雑誌に投稿する場合でも、雑誌の名前が統一されて入力されないと、情報を検索したり、データを集計したりする場合に、正確に検索できなかつたり、集計できなかつたりということが発生しますので、名寄せというんですけれども、表記を統一す

るということをやっております。それを典拠情報と呼んでおりまして、下の業務内容のところにあるんですが、研究者名典拠ファイルとか研究機関名典拠ファイルといった、それぞれ名称を統一するためのファイルを維持更新しております。

これが成果のデータを受付したり、登録したりといった過程で、常に参照しながら更新するというので、①の典拠情報維持業務ということは縦書きで記載させていただいております。

研究者のほうから研究成果の申請データが届いて、受付の処理を②として行います。ここでは何をやるかといいますと、データの受付ということで、外部発表登録番号の発番を行います。成果データ1件1件ごとに識別するためのユニークな番号を付与するというので、受付をしたときに登録番号を発番いたしまして、成果データに付与すると。それから、プルーフリストというんですけれども、入力した項目を全部リストとして出力するというのを②の成果データの受付処理業務では行っております。

その下の③の成果データの登録業務でございますけれども、ここでは成果のデータの記載内容の構成ということで、プルーフリストの内容を確認、修正をするという作業になっております。

それから、続いて④の検索、発信用成果データの登録、確定というところなんですけど、こちらは、まず発表する前に申請をして承認を得ると申しましたけれども、申請したデータが実際に雑誌に掲載されたり、あるいは、成果報告書として登録された後に、そこで最終的に雑誌であれば、何巻何号の何ページに発表されたということが確定されることになるわけなんですけれども、実際にそういった成果が発表されて、確定された後の確認業務になります。雑誌の論文投稿の場合は、投稿された論文のデータを発表者の方から送っていただいて、それと逐一申請をして届いたデータが一致しているか、一致していない部分は修正をするという作業になります。

それから、次の⑤の成果データ管理業務でございますけれども、そちらでは、研究開発成果検索・閲覧システム、JOPSSというんですけれども、インターネットで成果のデータを外部に発信しておりまして、そこで適切に入力したデータが表示されるかということの確認を行います。そこで修正があれば更新するという内容になります。

それから、⑥が成果データのプルーフリスト整理・保管業務ということで、成果のデータをプルーフリストということで、全項目を印刷しまして、それをファイリングするという業務になります。

それから、申請機能の利用者対応業務という⑦でございますけれども、申請の手続をするときに、利用者からの問い合わせに対応するという業務でございます。

以上、業務の内容になります。

続いて、業務の内容は今、ご説明したとおりなんですが、次、確保されるべき対象業務の質についてでございます、学術情報管理業務、それから成果情報管理業務につきまして、75分の3ページから書いてございます。どちらの情報も入力した情報が正確に登録されている正確性という面と、それから、できるだけ登録した情報を早く利用者に提供するという、あるいは、成果データのほうであれば、できるだけ早く外に発信するという、入力した情報の正確性と処理の即時性と迅速性ということで、2つの面から確保するべき質と、それから、水準を設定してございます。

例を申しますと、75分の4ページの①なんですが、図書の受入・目録作成業務になるんですが、これはデータを登録した後に、機構のほうで確認するんですが、その場合、修正の発生率の割合が20%未満と、ここは正確性ということで基準を設定しております。それから、機構から業者のほうに作業を依頼してから4日以内に登録すると、こちらは即時性ということで、正確性と即時性という観点で質の基準を設定しております。

それから、75分の6ページなんですが、2番は実施期間に関する事項ということで、本業務の実施期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となっております。

それから、同じく75分の6ページの4に、入札に参加する者の事項ということで、スケジュール等を掲載してございます。入札公告が29年11月下旬、それから入札説明会を12月上旬に2回実施するといったスケジュール。それ以降は提出する資料の内容とか期限が書いてございます。

それから、ページをめくっていただきまして、75分の9ページになるんですが、実施者の決定に関する事項で、評価方法になるんですが、落札者の決定については、総合評価落札方式で決定するというにさせていただいております。

それから、ページをめくっていただいて、75分の10ページ、6番になるんですが、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、別紙2に従来実施した経費ですとか人員、それから設備、目的の達成の程度、実施方法などを掲載させていただいております。

長くなってしまいましたが、とりあえず、以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○川澤専門委員 細かい点も含めて4点質問させていただければと思います。

実施要項の6ページの4ポツの④の質問書についてなんですけれども、質問書を提出する、なお書きの部分で、質疑等がない場合でもその旨を記載して提出するとございますけれども、これは質疑がない場合、あえて提出を求める必要というのは、どういうところにございますでしょうか。

○菊池課長 契約担当課の菊池と申します。よろしく申し上げます。

ここで質疑等ない場合も出してくださいと求めておりますのは、質問が実際あるかないかを正式に業者として出していただきます。確認のため、ない場合にも質問書の回答をいただくことを機構のルールとして決めております。

○川澤専門委員 質問がないということが、その後何か拘束力を持つんでしょうか。例えば、契約変更について、当初質疑がなかったから、特段何の協議も求めることはないですとか、機構のルールということですので、実施要項に限らないものかと思うんですけれども、ここで質疑がないことが何を、どういうことを担保されるんでしょうか。

○菊池課長 担保というか、質問がある者となない者がございますので、本当に内容について、再確認する意味で、ない場合には出してくださいと決めているところではあります。

○川澤専門委員 わかりました。そうしますと、例えば、質問書の提出は12月中旬ごろですけれども、その後、参加を決定して、質問書の提出はないけれども、技術提案書を提出することも可能なんでしょうか。

○菊池課長 そこは可能です。

○川澤専門委員 なるほど、わかりました。

次が、75分の11の資料の閲覧なんですけど、これについて、入札説明会の1週間前までに連絡することとなっているんですが、幅広い者に閲覧の機会を提供するという意味では、入札公告期間中は訪問して資料が閲覧できるようにするとか、もしくは、入札説明会で、資料についてはその場に置いて提供するといった、もう少し閲覧の機会が増える工夫ということも考えられるかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○菊池課長 入札説明会等で閲覧したい場合には、そこに置いておくなりして、見ていただくということもあるかと思えますし、あとは、業者の方から質問等で見せてくださいますというときには適宜対応していきたいと思っています。

○川澤専門委員 でしたら、その旨書いていただければ、より資料の閲覧の機会があるんだということが明確になると思いますので、ご検討いただければと思います。

○菊池課長 了解しました。検討します。

○川澤専門委員 75分の17の引き継ぎについてなんですが、引き継ぎについては円滑に実施されるように必要な措置を講じるとあるんですが、大体どのぐらいの期間を想定されているのかというところを、もし明記できるようであれば明記したほうが、現行実施事業者にとっても、何らか業務の想定ということが出来るかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○菊池課長 今回の引き継ぎの件については、17ページにございますけれども、ロのところを一定期間として、機構として大体3週間程度が標準的だろうということで、今回の案件についても、3週間程度が引き継ぎ期間ということで明示してございます。

○川澤専門委員 わかりました。すいません、ありがとうございます。最後に、75分の56に業務に必要な資格等というところで、個人の資格について幾つか記載いただいているかと思います。この中で、ほかの図書館業務に比べて、設定されている資格が多いなという印象を受けたんですが、今回、総合評価方式で実施されているということもございまして、これを各事業者の提案書の中に記載いただく、提案に至る面ではなくて、資格としてご設定されているということの、何か特段の理由というのはございますでしょうか。逆に提案書の中で、提案を求めて、資格として設定しないという方法もあるかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○米澤課長 資格の必要性というご質問の趣旨でしょうか。

○川澤専門委員 そうですね。

○米澤課長 ここで挙げております資格は、機構の図書館は科学技術情報を扱う図書館であるということと、あと、資料を正確に登録して、的確に利用していただくために、ここに挙げた資格については必要なものだと考えて、このような資格を挙げさせていただいております。

○川澤専門委員 今回、おそらく事業者さんへのヒアリングといったところで、民間の参入をより促進するための取り組みというのはされていらっしゃるかと思うんですけれども、そういった中で、ここの資格の要件というのが、参入の障壁になるとか、そういったご意見というのはございましたでしょうか。

○米澤課長 そういう声かけにつきましては、これから取り組んでいこうという予定でござ

ざいます。それから、今、ご指摘があった点も、理解できる面はあるんですが、こちらとしましては、一定の水準の作業、こちらが求めている技術力を確認したいということで、こういう資格を挙げております。

○川澤専門委員 わかりました。パブコメも実施されると思いますので、ぜひそのあたりのご意見も踏まえて、資格を緩和することで参加者が増えて、競争性によってより質が高まることも考えられると思いますので、含めてご検討いただければと思います。

以上です。

○尾花主査 ないですか。

○浅羽副主査 私、1点だけ。今の資格の点について確認だけさせてください。業務に必要な資格等が7点あって、各1名以上と仕様書の75分の56から57で書いてあって、その前のところに業務に従事する要員数は3人程度、ただし、その内容は受注者側でいろいろと考えてくださいということなんですが、資格を持った各1名の方、同じ人が全部持っていていいと解釈できると思うんですが、その人が必ず業務に従事していないといけないということなのか、それとも1人そういう人がいて、ローテーション等を組む中で、その人が外れていても構わないと、そういうふうに読んでも問題ないのか、そちらを質問させていただきます。

○米澤課長 実際の業務に従事されている、仮に3人だとした場合に、3名実際来られて、作業している方の中に1名以上というのが理解です。そういう作業をしているときに、知識の必要な場面というのが出てくるかと思しますので、実際に来て、作業している方の中で1名いるということ、こちらとしては考えております。

○浅羽副主査 そうすると、現実問題としては、もし仮に、3人でやるとするとしたら、4人ぐらいのうちの3人が常に入っている、ローテーションや休暇等を考えると。あるいは、1人休んで2人とかということも可能なので、それは自由にやってくださいと、ちゃんと仕事さえできていればいいということなんでしょうけれども、その中で常に1人が、というか全資格が埋まっているというわけですね。常にいるということですね。ありがとうございます。

○尾花主査 75分の68ページの別紙1について質問させていただきたいんですが、本件は実施事業者として、株式会社アSENDがずっと受注されているということで、何とかほかの方も入っていただきたいということかと理解しています。

その際に、今までは最低価格落札方式として、おそらく資格を定めて、一番価格の安い

方に入ってもらおうという方式だったんだと思います。今回は総合評価落札方式にしておられますが、別紙1を拝見いたしますと、本業務に関連する業務経験に応じて加点する等の項目があって、そういったものを足しますと、例えば50点足されてしまうんですが、そういたしますと、総合評価落札方式で、何とかいろいろな方に入っていただくという方針に反して、別紙1を拝見すると従前の経験重視というか、従前に経験を持っている方がより評価されるように見えてしまうんですが、そういうご懸念はないでしょうかというのが1点。

次に、「内容及び実施方法」、1.1.3なんていうところで見ますと、「本業務を実施するに当たって、どのような質の向上、創意工夫の提案を行うか」というのは、業務をやってみて初めて向上や創意工夫の提案ができるかと思うんですが、仕様書だけを見て、それを基礎点にしてしまうというのが、何か普通の方はできることなんでしょうかというところが疑問でございました。

さらに、「提案内容が適正かつ効果的であれば加点する」ということになると、従前の業務を知っている方、有利になるなど。もし機構として、より多くの方、新しい方に入ってもらいたいと考えておられるのであれば、こういった既存業者が有利に感じられるようなものを評価の基準にされて大丈夫なのかなと思います。

詳しく申し上げますと、例えば、2.2というところで見ますと、「本業務の内容を踏まえて、知見を有することが適正に示された上で、その内容に応じて加点する」とか、2.2.2で、「本業務に関連する業務経験に応じて加点する」とか、2.2.3は「本業務に関連する資料作成経験に応じて加点する」、関連するという記載はあるものの、本業務をやっている方は加点されるのではないかと、ほかの業者さんは思われるのではないかと。もしそういうご趣旨でないのであれば、総合評価にされるのであれば、ここの項目の書き方を工夫されないと、新しく入る方はだめかもしれないと感じるのではないかと懸念しております。

ですので、機構のご意向がそういうことでないのであれば、書き方を工夫されたほうがいいのではないかと。ざっと計算すると、先ほど言ったように、簡単に40点ぐらい既存の業者さん、従前3人派遣されている方に有利な感じがいたします。という点をご検討いただければと思います。

○菊池課長 了解しました。今回、市場化テストに当たりまして、この業務は創意工夫を求める余地があるということで総合評価方式を考えたわけですが、今、言われたよ



うに、現状の業者が有利なところがあるという懸念も考慮しまして、この辺を検討させていただきたいと思っています。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思いますので、日本原子力研究開発機構におかれましても、本日、指摘のあった点について、事務局とご相談いただいて、修文が必要なのであれば、していただいた上、意見募集に移っていただければと思います。そのようにご対応をよろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（日本原子力研究開発機構退室、日本年金機構入室）

○尾花主査 お待たせいたしました、大変申しわけございませんでした。

次に、国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更に  
ついての契約変更について審議を行います。

最初に契約変更について、日本年金機構国民年金部、土子部長よりご説明をお願いしたい  
と思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○土子部長 日本年金機構の土子でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料に  
基づきまして、概要のご説明をさせていただきたいと思います。本日付議させていただく  
案件につきましては、国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託  
契約の変更についてでございます。

まず、1番の概要でございますが、本年7月12日に奈良県において、民間事業者の訪  
問員が詐欺罪の容疑で逮捕されたことを受けまして、日本年金機構では7月13日より、  
翌日より全ての民間委託事業者の訪問員による被保険者の委託を受けた保険料の納付業務、  
これは納付受託業務とありますが、当面、中止をすることといたしまして、現在もその対  
応を継続中でございます。

2番になりますが、改めまして、事件の内容について簡単にご説明をさせていただき  
たいと思います。7月26日の当小委員会においてご報告をさせていただきましたが、委託

業者の訪問員が奈良の年金事務所の職員をかたり、被保険者に接触し、電話で、二十ごろから年金を払っていないなどと言いまして、平成29年4月に現金を要求し、5月3日に23万円を詐取したものでございます。当該訪問員につきましては、7月12日に詐欺罪の容疑で逮捕され、その後、8月1日に起訴されている状況でございます。直近の状況でございますが、あさって22日に初公判が予定されております。

また、3番の事件発生後の対応について記載をしてございますが、全ての民間委託事業者に対して機構が立入検査を実施し、会計帳簿などを検査いたしましたが、同様、類似事案がなかったことは報告いたします。

また、書面にはございませんが、当該訪問員の採用以降の訪問先、実は5,407件ございますが、これについて、事業者から文書により、不審な点がなかったかどうかの調査を実施中でございます。5,407件のうち5,004件については特段の申し出はなく、調査文書未着だった403件がございまして、これについては、事業者のほうで戸別訪問の実施をしてもらっています。幸いにも今のところ被害が拡大していないという状況でございますので、口頭にてご報告をさせていただきたいと思っております。

4番の納付受託業務の取り扱いについてでございます。この部分が本日、当委員会にお諮りする内容でございます。

(1) 納付受託業務の今後の取り扱いについてです。そもそもこの納付受託業務につきましては、公サ法により民間事業者に委託する対象業務とされているところでございます。当機構では事件を受けまして、事業者における納付受託業務を中止しておりますので、再開について検討をしております。しかしながら、今般の事件を受けた再発防止の策定及び模倣犯の防止について検討した結果、現時点では納付受託業務を再開することが困難であるということをご考慮されるものですから、委託する対象業務から納付受託業務を廃止して、業務委託契約を変更すべきと考えてございます。

この廃止をすべきと判断した理由については、次の(2)と(3)に記載させていただきましたが、一つは再発防止の観点から、納付受託業務においては常に複数員の訪問員でのみ実施する案も検討いたしましたが、事業者における人材確保や経費の面から非現実的であるということ、また、模倣犯の防止という観点からは、過去にも、これは事業者以外の第三者でございましたが、国民年金の保険料と称して金品をだまし取られたという事件も発生しておりますことから、納付受託業務については廃止したいという判断に至ったものでございます。

なお、契約変更の時期につきましては、契約地区、23地区のうち11地区がこの10月1日から新契約により事業を開始することとなっておりますので、9月末までに契約変更を行い、全事業者に事業開始時点であります10月1日より納付受託業務を廃止したいと考えてございます。参考として、変更後の仕様書等につきまして、見え消し版をおつけしてございますので、後ほどごらんいただければと思っております。

では5番にて、納付受託業務を廃止の契約変更による事業への影響についてご説明をさせていただきますと思います。まず、変更契約後の委託費及び目標達成の見直しについてどうするのかという点についてでございます。

まずは3ページ目になります。委託費についてでございますが、2行目に記載してございますように、この納付受託業務はあくまでも訪問先において納付督促を実施した結果、滞納者が保険料の納付の希望があった場合に保険料の委託をすることとなっております。納付受託業務だけのために訪問を行っているのではないわけでございます。ちなみに、平成28年度の納付受託業務の全事業者の実績につきましては、戸別訪問の実施件数、約669万件に対して、訪問先での収納件数は約4,400件にとどまっておりますことから、納付受託件数自体はごくわずかということになっております。ということから、もしこの業務を廃止したとしても、受託業者の実施する業務内容が著しく増減することはなく、契約変更に当たっては、委託費の見直しは行わないことを考えております。

次に達成目標についてでございます。本事業は達成目標の達成度合いに応じて委託費の増減措置を規定しておるわけでございますが、その目標の中に、指標に納付月数が含まれております。納付受託業務は訪問先において直接国民年金保険料をお預かりする業務ではございますが、事業者における28年度全体の督促納付月数が1,887万月に対して、訪問先での訪問員が納付受託を受けた月数は8,000月、ちなみに、納付率に換算すると、0.006%と、こちらも非常に限定的なものとなっております。このことから、納付受託業務の廃止による納付月数への影響はないと考えておりますので、大きな影響はないと考えておりますので、契約変更に当たりましては、達成目標の見直しも行わないと考えてございます。

最後に、お客様への影響についてでございますが、納付受託業務につきましては、市場化テスト事業として開始された平成19年事業から現在に至るまで実施している事業ではございますが、その間に機構におきましては、お客様の納付機会の拡大について、さまざまな施策を講じてきているわけでございます。

とりわけ、平成16年から始まりましたコンビニでの納付、現在、全国で5万4,000店舗あると言われておりますが、納付について周知が進んでおること、平成18年からはクレジットカードによる納付が始まったことなどにより、お客様の納付チャネルの拡大が進んでいると考えております。

また、平成29年7月13日以降、納付受託業務を中止していることについて、お客様からの特段の苦情は現在のところございません。

以上のことから、29年10月1日より、当機構における国民年金保険料収納事業における納付受託業務を現契約において削除する、契約変更をすることを付議させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本契約変更について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。ないですか。

皆様納得されたようで、あえて質問をしても意味はないかと思うんですが、念のため。削除をされたということは、その業務はしなくなったということになるわけですが、しなくなったことについての国民への周知について、何らか既存業者に義務づけるということは契約上はせずに、実務で実施されるという理解でよろしいでしょうか。

○土子部長 そうですね。この件につきましては、事件発覚を受けて、現在、ホームページ等で戸別訪問員による収納を中止していることを周知しておりますし、あるいは、事業者から発送する発送物の中にもその旨の説明を入れておりますので、特段、対応を求めるつもりはございません。

○尾花主査 それでは、本契約変更の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 ありがとうございます。今後、契約変更の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(日本年金機構退室)

— 了 —